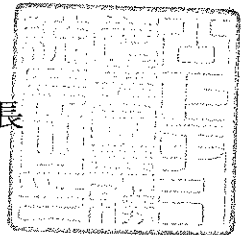


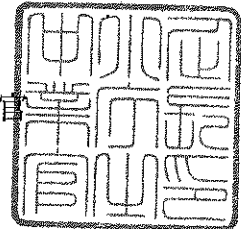
公取企第50号
平成21・09・17中庁第2号
平成21年10月1日

親事業者団体 代表者 殿

公正取引委員会事務総長



中小企業庁長官



下請取引適正化推進月間の実施について

貴団体におかれましては、平素から、下請取引の適正化及び下請中小企業の振興に多大なる御尽力を頂き、感謝いたしております。

さて、昨今の経済環境において、下請事業者の多くが依然として厳しい対応を迫られております。このため、公正取引委員会及び中小企業庁では、下請取引の一層の適正化を推進するため、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用等に努めているところであります。

このような状況の下、本年度においても、11月を「下請取引適正化推進月間」とし、別添実施方針及び講習会募集要領に基づき、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部及び各地方事務所等並びに各経済産業局等においてそれぞれ下請取引適正化推進講習会等を実施することといたしましたので、本年度においても引き続きこれに関する広報等について御協力方よろしくお願い申し上げます。